

平成26年3月20日
新潟市財務部契約課

建設工事入札参加者各位

電子入札後の辞退の取扱いについて

本市、建設工事の電子入札において、入札書提出後の辞退について次のとおり取り扱うこととしますので、入札参加者におかれましては遺漏なきようご注意願います。

記

1. 取り扱い方針

入札者から次項の理由により辞退届が提出された場合に限り、入札書の提出後であっても入札の辞退を認める。

2. 辞退を認める要件

一般競争入札において、入札公告に記載した配置予定技術者の要件を満たす技術者（指名競争入札にあつては、落札者となった場合に配置できる技術者）が病休若しくは退職又は他の受注工事に配置するなどの理由によりいなくなったとき。

3. 辞退する場合の提出書類

- (1) 本市電子入札システムでは入札書提出後、システムでの辞退ができないため、紙による辞退届（様式1）を開札時間までに発注担当課へ提出すること。
- (2) 遠方の参加者、持参では開札時間に間に合わない場合に限りFAXでの辞退届の提出を認めるが、その場合、FAX送信後発注担当課に早急に電話連絡（「辞退の表明」「FAX送信済み」を伝える。）を行うとともに、速やかに持参若しくは郵送で辞退届の原本を提出すること。

4. 同一開札日における辞退について

- (1) 本市開札時間までに辞退届を持参のうえ提出が可能な場合は、上記3（1）によること。
- (2) 本市開札時間までに辞退届を持参のうえ提出が不可能な場合は、上記3（2）によること。

(不可能の場合の例)

- ① 連続して開札が行われ、辞退届を提出できない場合
- ② 本市開札時間と同時刻又は発注機関の事務手続きの関係から開札時刻が同じくなり辞退届を提出できない場合

5. 辞退届に添付する書類

- (1) 病休の場合：配置予定技術者の診断書の写し
- (2) 退職の場合：配置予定技術者の退職届の写し又は雇用保険被保険者離職証明書（社会保険事務所の受理印のあるもの）の写し
- (3) 他の工事を受注して技術者がいなくなった場合：他工事の契約書の写し又は落札者決定通知書の写し及び入札日時分かる公告等の写し

6. 注意事項【重要】

- (1) 辞退届提出後の辞退撤回は認めない。
- (2) 次の場合は不誠実な行為として指名停止措置とする。
 - ① 本通知による届け出を怠り落札候補者（指名競争の場合は落札者）となつてから、技術者がいないことを理由として失格となつた場合。
 - ② 辞退届原本、添付書類を提出せず、市からの督促にも応じない場合。
 - ③ 辞退理由（添付書類含む）に虚偽の記載をした場合。
 - ④ 「技術者不在」理由以外の「資機材の調達や労働者の確保ができない」「入札金額の間違い」等を理由として辞退した場合。
- (3) 入札書提出後に辞退届が提出された参加者の入札執行調書の標記は「無効」とする。
- (4) 本通知に基づき開札後、落札候補者（指名競争の場合は落札者）から「辞退届」が提出された場合は、次順位者を落札候補者（指名競争の場合は落札者）とする。

7. 適用日

平成26年4月1日以降公告又は指名通知する案件から適用する。

8. その他

発注担当課ファックス・電話番号は契約課ホームページ「入札制度・入札手続き・契約全般に関する問い合わせ」でご確認願います。

(様式1)

入札辞退届

平成 年 月 日

新潟市長 様

所在地
商号又は名称

代表者職氏名 _____ 印

下記の案件について入札書を提出いたしましたが辞退いたしたく届け出ます。
なお、提出した入札書が無効となること、及び本案件の入札に以後参加できないことについて、異議申立てを行わないことを誓約いたします。

記

1. 工事番号 _____ 第 _____ 号

2. 件 名 _____

3. 辞退理由

4. 添付書類 別紙のとおり